

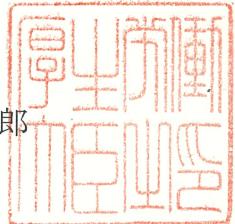
労働条件分科会(第 206 回)	資料
令和7年 12 月 24 日	No.1-1

賃金の支払の確保等に関する法律施行規則の一部を
改正する省令案要綱（諮問）

厚生労働省発基1224第11号
令和7年1月24日

労働政策審議会
会長 岩村 正彦 殿

厚生労働大臣 上野 賢一郎



厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第9条第1項第1号の規定に基づき、別紙「賃金の支払の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

賃金の支払の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 賃金の支払の確保等に関する法律施行規則の一部改正関係

- 一 賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（以下「賃確則」という。）第十七条第二項の規定による、同条第一項第四号に掲げる事項を証明する裁判所等の証明書若しくは同令第十五条の通知書又は同項第五号に掲げる事項を証明する同条の通知書の添付は、独立行政法人労働者健康安全機構が立替払賃金の支給に関する処分を行う上で必要がないと認める場合には要しないこととすること。
- 二 賃確則第十七条第一項に規定する者が、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により、電子情報処理組織を使用して賃確則第十七条第一項の請求書を提出する場合には、当該請求書における請求者の氏名の記載については、厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第六条第一項各号に掲げる措置のほか、当該請求者の氏名を電磁的記録に記録することをもって代えることとすること。
- 三 賃確則第十七条第一項に規定する請求書について、社会保険労務士等が、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該請求書の提出に関する手続を請求者に代わって行う場合には、当該社会保険労務士等が当該手続を代行する契約を締結していることを証明することができる電磁的記録を独立行政法人労働者健康安全機構に対して送信しなければならないこととすること。
- 四 その他、所要の規定の整備を行うこと。

第二 施行期日

この省令は、公布の日から施行すること。